

「ちょっといいね！」がたくさんあるまち

くねっふ

4

2024
NO.764

広 報



訓子府町ゼロカーボンシティ宣言
温室効果ガスの排出量を実質ゼロへ

わが家の アイドル

町内にお住まいの3歳以下のお子さんを掲載しています。ご紹介していただける方は、政策推進課企画広報係(☎47-2115)までご連絡をお願いします。



加藤 ^{りんか} 凜華ちゃん 東町 2歳8か月
お母さん 望さんのお話

名前は、凜と咲く華のように心美しく、たくましい子に成長してほしいという思いを込めて、夫が決めました。

体を動かすことが好きで、テレビを見て踊ったり、きょうだいで車のおもちゃに乗って遊んでいます。

最近では、自分の服を選んで一人で着られるようになりました。もう少し大きくなったら、車でフェリーに乗って、家族でテーマパークに行きたいです。

人を思いやることができ、物怖じせずに何でも挑戦できる子に成長してほしいですね。

ふれあいギャラリー

訓小2年
道原 ^{りゅうい} 竜偉さん



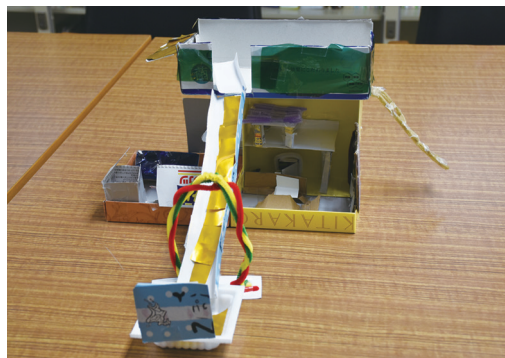
「はこであそぼう」



訓小2年
中村 ^{いつき} 一稀さん



「はこであそぼう」



訓小6年 伊藤 那斗さん



訓小6年 高塚 想乃さん



訓小6年 石井 淳貴さん

訓子府町

ゼロカーボンシティ宣言

温室効果ガスの排出量を実質ゼロへ

近年、地球温暖化が原因とされる世界的な気候変動の影響により、国内外において深刻な自然災害が頻発しています。本町においても記録的な高温、集中豪雨や降ひょうなどによる被害が発生するなど町民生活に大きな影響をもたらしています。

気候変動問題の解決に向けて、平成27年にパリ協定が採択され、我が国をはじめ世界全体でこの問題への取り組みを進めています。

未来の世代に美しく豊かな自然環境を

「ゼロカーボンシティ」宣言を表明

本町では、3月7日の令和6年第1回定例町議会において、「ゼロカーボンシティ」宣言を表明しました。

「ゼロカーボン」とは、生活や経済活動で排出される温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）の排出量（排出量）と森林などの光合成による吸収量の差し引きを「ゼロ」にすることです。

その対策に取り組み、2050年までに「実質ゼロ」をめざすことを「ゼロカーボンシティ宣言」といいます。



訓子府町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる世界的な気候変動は、深刻な自然災害をもたらしており、国内においても記録的な高温、集中豪雨や大型台風などによる甚大な被害が発生するなど、本町でも、町民生活に大きな影響をもたらしています。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年に採択されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前に比べて2.0℃より十分低く保つとともに、1.5℃までに抑える努力を追究する」という世界共通の長期目標が掲げられました。

我が国では、2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことが宣言され、北海道においても、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととしています。

このような国内外の動向を踏まえ、訓子府町においても北海道や近隣自治体と連携・協力しながら、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。

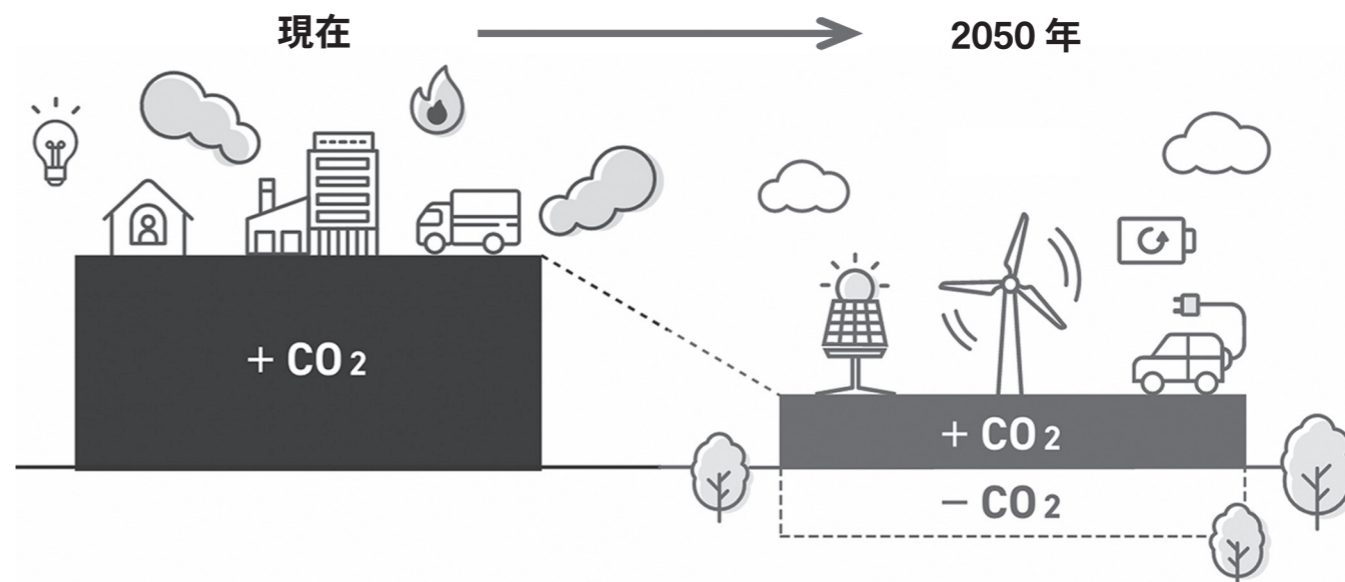
先人から受け継がれた美しく豊かな自然環境を未来の世代にしっかりと引き継いでいくため、町民の皆さん、事業者の皆さんとともに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和6年3月7日

訓子府町長 伊田 彰

脱炭素社会の実現に向けて

脱炭素社会の実現に向けて、本町の特性を生かした具体的な取り組みを進めていきます。一人一人の取り組みが地球温暖化対策につながります。そのためには皆さんの協力が必要です。



温室効果ガス（二酸化炭素など）は、自動車や電気の使用、ごみの焼却などから排出しています。これらの中には、生活するうえでやむを得ない「必要な排出」もあります。それ以外に改善の可能性がある「無駄な排出」を少なくする心掛けが大切です。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーは地域の特性を検討しながら適切な導入をしていくことが大切です。

温室効果ガスとは

自動車を動かしたり、ごみを燃やすことで排出する二酸化炭素やメタンといった、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温かく保つ働きを持つ気体の総称です。

再生可能エネルギーとは

石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光、風力、地熱、バイオマスといった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーの総称です。

ゼロカーボンとは

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計を実質的にゼロにすることを意味します。

できることから一つずつ取り組んでみませんか

環境省では、衣・食・住、移動、買い物など、どのような行動が脱炭素につながっているのかを「ゼロカーボンアクション30」としてまとめています。

例えば、節水や節電、物を長く使う、食事を残さない、ごみの分別、マイバックやマイ箸の使用、クールビズ・ウォームビズなどのアクションの中には脱炭素を意識していなくても普段から行っていることがあるかもしれません。

脱炭素社会の実現には、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。「ゼロカーボンアクション30」の中で、できることから取り組んでみましょう。



ひとりひとりができること
**ゼロカーボン
アクション30**



環境省
「ゼロカーボンアクション30」

■ 問合せ 地域創生推進室推進係 (☎ 47-2115 役場2階 窓口12番)

令和6年第1回 定例町議会 新年度予算など可決

令和6年第1回定例町議会が、3月7日から18日まで開会され、令和5年度補正予算6件、令和6年度予算6件、条例改正など15件の議案が原案どおり可決されました。



各会計の補正予算

一般会計は、歳入歳出の予算から8,177万1,000円を減額し、予算の総額を52億522万4,000円としました。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出の予算から1,724万3,000円を減額し、予算の総額を8億2,074万7,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の予算に89万9,000円を追加し、予算の総額を1億279万9,000円としました。

介護保険特別会計は、歳入歳出の予算から2,404万9,000円を減額し、予算の総額を6億4,828万2,000円としました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出の予算から1,138万8,000円を減額し、予算の総額を2億6,391万2,000円としました。

水道事業会計補正予算

収益的支出を1,283万3,000円減額し、総額を1億5,212万1,000円としました。

資本的収入を914万1,000円減額し、総額を1億6,424万3,000円、資本的支出を1,057万9,000円減額し、総額を1億9,741万円としました。

令和6年度一般会計予算および各特別会計予算

予算については、今月号広報8ページをご覧ください。

条例の制定及び改正

- ・監査委員条例の一部改正について
- ・訓子府町事務分掌条例の一部改正について
- ・訓子府町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

- ・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・第1種会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・訓子府町犯罪被害者等支援条例の制定について
- ・訓子府町認定こども園条例の一部改正について
- ・訓子府町介護保険条例の一部改正について
- ・訓子府町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 各小中学校エアコン設置工事請負契約の締結について
- 訓子府町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度一般会計補正予算(2件)、令和5年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めました。
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員として、島貫昌代氏を推薦しました。
- 定期監査結果報告
令和5年度の各会計定期監査結果について、監査委員から「適正に執行している」と報告がありました。
- 出納検査結果報告
本年1月12日・2月9日・3月6日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。
- 所管事務調査結果報告
総務文教常任委員会・産業建設常任委員会から、それぞれ所管する事務の調査結果について報告がありました。
- 教育委員会教育長の任命
林秀貴教育委員会教育長が令和6年3月31日で退任することに伴い、高橋治氏の選任について同意されました。
- 意見書
将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する要望意見書



高橋 治氏

4月から役場の機構を改革

町政が進める政策実現と地域課題、特定課題に対応できる体制を整えるとともに組織の活性化を図るため、4月1日から機構改革を実施します。

機構改革の概要は、以下の通りです。なお、詳細については、折り込みチラシの「訓子府町の行政機構担当事務」をご覧ください。

■総務課 (☎ 47-2112)

広報広聴業務は、政策立案部門との連携が重要と考え、政策推進課へ移設します。

自衛隊募集や家族会業務は、町民課から総務課防災危機管理係へ担当課を変更します。

○DX推進室【新設】

・DX推進係【新設】

・IT推進係【旧：広報IT推進係】

企画財政課所管で進めていた行政改革・DX業務は、特別対策室の「DX推進室」を総務課内に設置し、DX推進による業務改革とIT推進を進めます。

■農林商工課 (☎ 47-2116)

耕地改良業務を円滑で迅速に進めるため、建設耕地課へ耕地改良係を移設します。

・林務係【旧：経済林務係】

○経済振興室【新設】

・振興係【新設】

地域創生室と分散している商工業務について、業務の一元化を図るため、特別対策室の「経済振興室」を農林商工課内に設置し、商工観光・移住定住・地域おこし協力隊・(仮称)まちづくり株式会社の設立準備などを進めます。

※地域創生室は廃止されます。

■町民課

自衛隊募集や家族会業務は、町民課から総務課防災危機管理係へ担当課を変更します。

福祉保健課、上下水道課、出納室、子ども未来課、認定こども園、図書館、給食センター、議会事務局、農業委員会事務局は変更ありません。

■政策推進課【旧：企画財政課】 (☎ 47-2115)

広報広聴業務を企画業務と連携して、情報発信と町民意識の聞き取りを行います。

・企画広報係【旧：総務課広報IT推進係】

○地域創生推進室【新設】

・推進係【新設】

地域的・時勢的特定課題に対応するため、特別対策室の「地域創生推進室」を政策推進課内に設置し、ゼロカーボン・少子化対策・ふるさと納税・地方創生対策などを進めます。

■住宅施設課【旧：建設課】 (☎ 47-2117)

建設課を施設業務と土木業務に分割し、住宅施策や公共施設長寿命化などを進める住宅施設課を設置します。

・住環境係【旧：建設課総務管理係・住宅係】

・公共施設管理係【旧：建設課公共施設長寿命化対策室】

■建設耕地課【旧：建設課】 (☎ 47-2117)

耕地改良業務を円滑で迅速に進めるため、農林商工課から建設耕地課へ耕地改良係を移設します。

・土木管理係【旧：建設課土木管理係】

・耕地改良係【旧：農林商工課耕地改良係】

■教育委員会管理課

庶務係と学務係を教育推進係へ統合します。

■教育委員会社会教育課

社会体育係をスポーツ健康係へ変更します。

■問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

菊池さん（協成）全国町村会自治功労者表彰感謝状を伝達

長年、町長として町政を務められた菊池一春さんが、全国町村会から感謝状を受けました。

菊池さんは、平成19年から令和5年まで4期16年にわたり、町の発展にご尽力されました。

2月14日に役場で、伊田町長から感謝状が伝達されました。



1 店舗が訓子府町店舗出店等支援事業に認定

認定審査会議が3月5日に開催され、下表のとおり町補助事業として認定されました。

事業名	申請者（事業主体）	事業内容
賃貸物件による起業 （機械器具小売業）	（株）明和電器商会 代表取締役 佐伯 英二	住所：訓子府町栄町3番地 店舗：めいわでんき 店舗面積：75.87㎡ 業種・業態：家電小売業

■問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008 役場2階 窓口13番）

住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に臨時特別給付金10万円を支給します。

○支給対象世帯 令和5年12月1日時点において町の住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員が令和5年度の住民税均等割のみ課税者の世帯、または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯のうち、全員が住民税を課されているほかの親族などからの扶養を受けていない世帯

※世帯の中に1人でも扶養を受けていない方がいれば支給要件に該当します。

○支給額 1世帯当たり10万円

○給付手続き 対象と見込まれる世帯に2月15日付けで確認書を送付していますので、必要事項を記入の上、提出してください

○申請期限 4月30日(火)必着（郵送でも受け付けしています）

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番）



今月の夜間町長室開放は4月10日(水)です

ご予約は政策推進課（☎ 47-2115）まで 開設時間 18時30分～20時30分

高知県津野町↔北海道訓子府町 職員人事交流

平成24年度からスタートした姉妹まち・高知県津野町と訓子府町の職員人事交流は、令和6年度に両町の派遣職員が交代します。

津野町からの石田純也さんと訓子府町の合田吏希さんは2年間の研修を終え、帰郷。そして新たに本町から寺町知晃さんが津野町へ、津野町から高橋愛実さんが本町に赴任しました。



2年間ありがとうございました

いしだ じゅんや
石田 純也

訓子府町での人事交流研修が終了し、高知県津野町へ戻りました。訓子府町では、企画財政課・町民課に配属となり、主にふるさと納税や住民活動などの業務に携わらせていただきました。

不安の多い北国生活でしたが、訓子府町の皆さんに温かく接していただいたおかげで、充実した日々を送ることができたことに感謝しています。

振り返れば短いと感じる2年間でしたが、コロナ禍での生活が少しずつ緩和され、多くの方々と交流し、数えきれないほどの思い出や貴重な経験を積むことができたことにとっても感謝しています。

今後も両町の交流がさらに深まるよう努めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

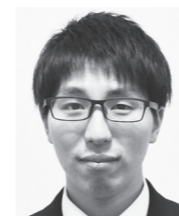
交流が深まるようがんばります

たかはし あみ
高橋 愛実



このたび、人事交流職員として高知県津野町の認定こども園さくらんぼ園から訓子府町認定こども園わくわく園に赴任しました高橋愛実です。

津野町にしか住んだことがない私にとって、北海道に住むのは初めてで慣れない環境の中での不安はありますが、それ以上に訓子府町の方々や子どもたちと交流できることを楽しみにしています。また、こども園では、私の関わりが子どもたちの成長を支えるという責任感を持ち、子どもたちだけでなく保護者の方々とも信頼関係を築きながら、楽しく保育をしたいと思っています。限られた期間ではありますが、人事交流職員として訓子府町と津野町の交流がより深まるようがんばりますのでよろしくお願い致します。



子どもたちとの出会いが楽しみです

てらまち かずあき
寺町 知晃

人事交流職員として4月から高知県津野町に赴任しました。

保育教諭職として北海道ではない地域の保育・教育を実際の現場の中から学べることをうれしく思います。新たな環境の中で、幼児教育を通して、たくさんの方と交流し、学び多き2年間にしたいと思います。

訓子府町に戻ってきました

ごうだ りき
合田 吏希



令和4年度から2年間、津野町での人事交流派遣が終了して訓子府町へ戻ってきました。

津野町では、産業課に配属となり、主にイベント・商工業関係・河川清掃などに関する業務に携わりました。1年目は新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止や規模縮小があり、仕事でもプライベートでも活動しにくい日々が続きました。2年目からは新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、イベントも復活してうれしい反面、初めてのイベント準備や運営のためのさまざまな業務、商工会やイベント会社との調整などで苦労したことが懐かしく思います。

プライベートの面でも、バレーボールやマラソンなどのスポーツ交流を通して町民の方々と関わることができ、かけがえのない思い出となりました。今まで北海道で過ごしてきた私にはない、数々の経験ができ、大変充実した2年間でした。このような交流を設けていただいた津野町・訓子府町に感謝し、今後とも両町の交流の懸け橋となるよう一生懸命努めます。

令和6年度予算総額は65億6,860万円

誰一人取り残さないまちづくり

まちづくりの柱となる令和6年度当初予算が、3月7日から18日まで開会された第1回定例町議会で可決されました。

「まちづくりと財政健全化を両立させ、行財政の均衡を図る」ことに重点をおいて予算を編成し、住んでいる方が幸せを実感し主役となって活躍できるよう、町民の皆さんとともに「誰一人取り残さないまちづくり」を実現するための予算となっています。

また、令和6年度に計画している主な事業を掲載した「令和6年度よくわかるまちの仕事」を発行しました。詳細は、今月号折り込みの冊子をご覧ください。

会計名	令和6年度当初予算額(A)	令和5年度当初予算額(B)	比較(A)-(B)=(C)	伸び率(C)/(B)×100
一般会計	49億2,140万円	50億1,085万円	△8,945万円	△1.8
国民健康保険会計	8億7,580万円	8億3,770万円	3,810万円	4.5
後期高齢者医療会計	1億1,430万円	1億190万円	1,240万円	12.2
介護保険会計	6億5,710万円	6億7,185万円	△1,475万円	△2.2
合計	65億6,860万円	66億2,230万円	△5,370万円	△0.8

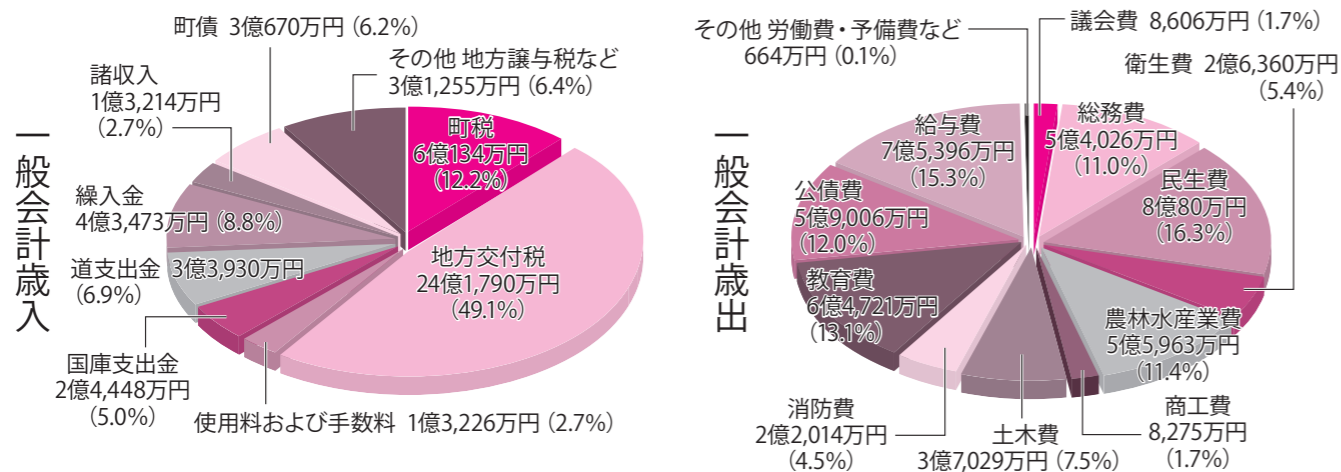
予算の執行に当たっても、限られた財源を効率的かつ有効に活用し、町民一人一人が安心・安全で豊かな暮らしを実現し、笑顔あふれる元気に満ちたまちづくりをめざします。

令和6年度の各会計予算は表のとおりです。一般会計は、49億2,140万円と令和5年度比1.8%減、特別会計を加えた全会計では65億6,860万円となり、0.8%の減となっています。

- 主な事業
▷農業基盤整備事業 1億8,618万円

- ▷訓子府福祉会に対する補助(静寿園空調設備整備含む) 4,570万円
▷救急車両整備事業 3,255万円
▷議場音響システム機器更新事業 2,772万円
▷葬斎場設備更新事業 2,530万円
▷スクールバス更新事業 2,463万円
▷各施設空調設備整備事業 1,377万円
▷議会ペーパーレス会議システム導入事業 626万円
▷ブランディング支援事業補助金 330万円

令和6年度当初予算一般会計歳入歳出予算の内訳 ()内は構成比



町職員給与の状況などをお知らせします

▶人件費の状況(一般会計)

歳出当初予算額A	49億2,140万円
人件費当初予算額B	11億2,907万円
人件費率B/A	22.9%
前年度当初予算の人件費率	24.2%

人件費には、特別職、一般職、会計年度任用職員および議員、各種委員などに支給する報酬・給料・手当のほかこれらに係る共済費などの事業主負担分の費用が含まれています。

▶職員給与等の状況(一般会計)

職員数A	101人
給料	3億6,234万円
期末・勤勉手当	1億4,367万円
諸手当	5,586万円
計B	5億6,187万円
一人当たり給与費B/A	556万円

▶職員の初任給の状況

区分	初任給	採用2年経過後給料
一般 大学卒	196,200円	206,600円
行政職 高校卒	166,600円	174,900円

▶特別職および議員の給料等

区分	月額給料	区分	月額報酬
給 町長	730,000円	報 議長	279,000円
料 副町長	610,000円	副議長	219,000円
教育長	545,000円	委員長	201,000円
		酬 議員	185,000円

▶会計年度任用職員の報酬等の状況(一般会計)

職員数	133人
報酬	2億1,087万円
期末・勤勉手当	6,404万円
計	2億7,491万円

▶部門別職員数の状況 令和5年4月1日現在 単位:人

区分	定数	職員数	課ごとの内訳	前年比	
町 部 局	80	66	総務課	12	1
			企画財政課	6	1
			町民課	10	0
			福祉保健課	18	0
			農林商工課	10	0
			建設課	6	△1
			上下水道課(うち下水道)	1	0
			元気なまちづくり推進室	1	△1
			出納室	2	0
			町 議 会	3	1
教育委員会	31	30	管理課・給食センター	5	0
			子ども未来課・こども園	17	0
			社会教育課・図書館	8	△1
農業委員会	3	2	農業委員会	2	0
企 業	4	4	上下水道課(うち上水道)	4	0
計	121	103			△2

町職員の給与は、国やほかの自治体との均衡を考慮し「職員の給与に関する条例」で定められています。令和6年度の職員給与などの状況についてお知らせします。

▶職員手当の状況

(特殊勤務手当以外は令和6年4月1日現在)

期末・勤勉手当	区 分	
	支給期	期末手当 勤勉手当
6月期	1.225月分	1.025月分
12月期	1.225月分	1.025月分
計	4.50月分	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	役職加算 5~10%	

扶養手当	内 容	金額
配偶者		6,500円
子		10,000円
父母など		6,500円
満16歳から22歳までの年度中は1人につき		5,000円加算
住居手当	基礎控除額	13,000円
	2分の1の加算限度額	17,000円
	最高支給限度額	28,000円
	持ち家	7,000円

通勤手当	2km以上の通勤者を対象に、距離に応じ定額で支給(交通機関利用者は実費)
------	--------------------------------------

退職手当	勤続年数	自己都合	勤奨・定年
	20年	19.6695月分	24.586875月分
	30年	34.7355月分	40.80375月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	

特殊勤務手当	支給実績(R4年度決算)	金額
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		14,000円
手当の種類		5種類
職員全体に占める手当支給職員の割合		5.0%

主な手当対象業務は、野犬などの処理手当

▶級別職員の構成

令和5年4月1日現在

区分	職員数	構 成 比	前年構成比
1級	20人	19.4%	21.0%
2級	18人	17.5%	17.1%
3級	24人	23.3%	20.0%
4級	22人	21.3%	21.9%
5級	11人	10.7%	11.4%
6級	8人	7.8%	8.6%
計	103人	100.0%	100.0%

認定こども園の保育料・給食材料費が無償化

認定こども園「わくわく園」は、4月から保育料・給食材料費が無料になります。
 これまでは、国の制度による3歳以上の幼児教育・保育のみ無償化でしたが、町独自に3歳未満の保育料と3歳以上の給食材料費を無償化し、町民0～5歳児まで4月から無料（保育標準時間7時30分～18時30分まで）となります。

■問合せ 子ども未来課管理係（☎ 47-2367 認定こども園内）

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので、ご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡（1ha）以上の土地の売買	国土利用計画法	政策推進課
農用地を売買・賃借したり、ほかの用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 具体例 ・用途変更～農業用関連施設など ・除外～農家住宅建設など ・開発行為～火山灰採取など	農振法	農林商工課
森林の伐採・人工造林または天然更新完了時やほかの用途に転用したり、森林所有者が変更になった場合	森林法	

わたしたちの国民年金

国民年金保険料が改定されました

令和6年4月分から月々の保険料が1万6,980円に改定されました。毎月納付書で支払う場合の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。

また、令和6年度分の保険料を4月30日（火）までに納付書でまとめて支払う（1年前納）と、20万3,760円の保険料が20万140円となり、3,620円の割引になります。
 ※令和7年度分の保険料も納付書でまとめて支払う（2年前納）ことができます。詳しくは問い合わせ先まで。

保険料納付は便利な口座振替で

国民年金保険料の電子決済

スマートフォンアプリケーションを使用して国民年金保険料を納付することができます。対象の決済アプリケーションは以下のとおりです。

・auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、LINEPay、PayB（提携中の各金融機関提供の決済アプリ含む）

納付書のバーコードを決済アプリケーションで読み取ることによって、電子決済することができます。

各決済アプリケーションの詳しい使用方法はご利用の決済事業者にお問い合わせください。

■問合せ

・北見年金事務所（☎ 25-8703）
 音声案内にしたがって、電話機の②を押したあと②を押してください
 ・町民課戸籍年金係（☎ 47-2203）

地域おこし協力隊を募集

町では、地域外のさまざまな分野で活動する人材を活用し、地域の振興および活性化を図るため、地域おこし協力隊を4人募集しています。

■募集職種（各1人）

①空き家リノベーション担当 ②アートアドバイザー
 ③スクールサポートスタッフ ④タウンプロモーション担当

※具体的な応募資格、活動内容、勤務条件などの詳細については上記QRから町ホームページをご覧ください。

■応募方法

4月30日（火）必着で、応募用紙および履歴書（自筆し、顔写真を貼付）を郵送または電子メールで提出してください。各種様式は町ホームページからダウンロードできます

■その他

書類審査後、オンラインでの面接（1次試験）、対面での面接（2次試験）による選考試験を予定しています

■申込み・問合せ

〒099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398番地 訓子府町役場経済振興室
 （☎ 0157-33-5008）



◀町ホームページ
 はこちら

くんねっぷプレミアム付商品券 使い忘れに注意

くんねっぷプレミアム付商品券の使用期限は、4月30日（火）までとなっています。使い忘れがないようご注意ください。

■問合せ 経済振興室振興係（☎ 33-5008 役場2階 窓口13番）

訓子府町の選挙人名簿投票区別登録者数

令和6年3月1日現在

行政区	1			2			3			4					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
東幸町	188	211	399	日出町	86	105	191	西富	56	59	115	末広町	109	153	262
西幸町	114	107	221	穂波	91	130	221	北栄	43	54	97	実郷	43	43	86
東町	183	230	413	柏丘	76	76	152	駒里	35	33	68	緑丘	32	25	57
元町	28	28	56	日出	55	61	116	弥生	28	34	62	協成	15	13	28
旭町	87	99	186	大谷	42	29	71	農試	15	6	21	開盛	14	6	20
大町	46	48	94	福野	66	61	127	高園	54	48	102	常盤	8	7	15
栄町	79	86	165	計	416	462	878	計	231	234	465	豊坂	26	29	55
若富町	85	97	182									清住	58	63	121
若葉町	82	80	162									計	305	339	644
計	892	986	1,878									合計	1,844	2,021	3,865

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

■問合せ 総務課庶務係（☎ 47-2112 役場2階 窓口10番）

商工業担い手、移住定住者などに補助・助成

■ 担い手支援 ■

○ 商工業後継者育成助成金

商工業の活性化を図ることを目的に、商工業の跡継ぎとして就業した後継者本人に助成金を交付します

○ 商工業就労助成金

雇用の促進および雇用機会の増大を図ることを目的に、新規学卒者などで本町に住所を有する事業所に正規職員として就職した方と事業所に助成金を交付します

■ 中小企業融資 ■

○ 中小企業特別融資利子補給費補助金（事業主体：商工会）

中小企業特別融資の効果的な運用を図り、企業育成振興と経営の合理化を促進し、既存企業の発展を支援します

※令和5年度から運転資金の借入期間を長く

し、借入割合により運設併用の借入が可能となりました。

融資額 1企業につき

- ・ 運転資金 1,000万円以内
- ・ 設備資金 1,500万円以内
- ・ 短期融資 500万円以内

■ 商店街活性化 ■

○ 住環境リフォーム促進事業補助金（事業主体：商工会）

商工業の振興および雇用の安定化を図るため、住宅リフォームなどに対し対象経費の20%分、最大20万円をメロンスタンプ商品券で補助します

二創業する場合、最大100万円を加算して補助します)

- ① 起業
対象経費3分の2、上限300万円（最大）
- ② 第二創業
対象経費2分の1、上限150万円（最大）

○ 店舗出店等支援事業補助金

地域経済の活性化および地域振興に寄与することを目的とし、店舗新築、空き店舗活用により商工業の起業をめざす事業者および第二創業により新たな事業や業種転換を行う業者に補助します（町内に移住して、起業・第

③ 既存商品のリブランディングに取り組む事業補助率2/3、補助上限額30万円

○ 訓子府町地域経済循環創造事業補助金
国が実施する「ローカル10,000プロジェクト」と連携し、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業を実施しようとする民間事業者などに対し、その事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造するために最大5,000万円の支援をします

※「ローカル10,000プロジェクト」の詳細については右記QRからご覧ください。



■ 問合せ 経済振興室振興係 (☎ 33-5008 役場 窓口 13番)

中小企業退職金共済制度のお知らせ

国の退職金制度です

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく社外積み立て型の退職金制度です。中小企業の事業主の相互共済と国の援助によって退職金制度を設け、これにより中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

中小企業退職金共済制度には、一般の中小企業退職金共済制度と特定業種退職金共済制度があります。

1. 一般の中小企業退職金共済制度の仕組み

一定の要件を満たした全ての業種の中小企業に雇用される常用労働者《中退共制度》を対象とする

・ 制度の仕組み

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛け金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます

2. 特定業種退職金共済制度の仕組み

建設業（建設業退職金共済制度《建退共制度》）・清酒製造業（清酒製造業退職金共済制度《清退共制度》）・林業に雇用される期間労働者（林業退職金共済制度《林退共制度》）を対象とする

・ 制度の仕組み

事業主が、雇用している従業員の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その従業員が業界で働くことをやめたときに各退共から退職金を支払うという「業界全体での退職金制度」です

被共済者が、ほかの退職金共済制度（中退共、建退共、清退共、林退共）の対象者になって移動したとき、掛け金を通算することができます

従業員の雇用事業者が変わっても、それぞれ期間すべてを通算して計算されます

■ 問合せ 経済振興室振興係 (☎ 33-5008 役場 2階 窓口 13番)

乳用牛の実査検査

令和6年2月1日現在の町内乳用牛の飼養農家戸数と頭数の調査実績です。

	令和6年	令和5年	前年度比
飼養戸数	41戸	42戸	1戸減
飼養頭数	5,956頭	6,175頭	219頭減
1戸当たり飼育頭数	145.3頭	147.0頭	1.7頭減

■ 問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場 2階 窓口 13番)

個別排水処理施設（合併処理浄化槽）・農業集落排水施設（下水道） 使用料の人数算定変更手続きを

井戸水など自家水使用で水道メーターが設置されていない世帯や町水道水使用世帯のうち、営農用水など個別排水処理施設（農業集落排水施設）に流入しない水量が多い場合、届け出により世帯の使用人数で使用料を算定しています。

この人数算定をしている世帯で、転入出・転居や出生、死亡により、住民票変更の手続きで人数が変わる場合は、上下水道課にご連絡をお願いします。

また、離農で営農用水を使用しなくなった場合、水道使用量から算定するメーター算定への変更もできますので、合わせてご連絡ください。

■ 問合せ 上下水道課下水道係 (☎ 47-2118 役場 1階 窓口 5番)

レクリエーション公園 4月27日オープン

5月上旬には、南側の桜の丘で約400本のエゾヤマザクラが、また5月下旬からは北側の丘陵の一部に芝桜やラベンダー、レンギョウが咲くなど、花見の名所として好評です。

町を一望できる展望台やバッテリーカーを備えたちびっこ広場、存分に水遊びができる遊水施設、彫刻作品の鑑賞など、幅広い年代の方にお楽しみいただけます。

懇親の場として最適なバーベキューハウスは、コンロや網、金ブラシを常備しており、使用するコンロの台数や人数に関係なく、1回150円と気軽にご利用いただけます。

■開園期間 4月27日～10月31日

■開園時間

○平日 9時～17時

○土・日曜日、祝日

8月まで 9時～17時

9月 9時～16時

10月 9時～15時

■有料施設および遊具

○バーベキューハウス

1回150円（事前にお申し込みください）

○バッテリーカー

1回100円（4月27日～10月6日までの

土・日曜日、祝日運行）

憩いの場 公園で楽しく過ごそう

ポケットパーク



中央公園



ほかの町内公園 5月1日オープン

レクリエーション公園のほかにも、地域の交流の場としてご利用いただける中央公園や銀河公園、ポケットパークなど19か所の公園が、5月1日にオープンします。

イベントで公園を利用したいときは

イベントなどで公園を利用したいときは、公園占有許可申請が必要な場合がありますので、建設耕地課土木管理係までご相談ください。

※使用料は、占有時間にかかわらず1日当たりの料金です。

おねがい

○町民の憩いの場として、お互いに気持ちよく利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用するよう心掛けましょう

○団体での使用および占有使用については、事前にお申し込みください

公園名	単価	面積	使用料
レクリエーション公園多目的広場	11円/㎡・日	1,800㎡	19,800円
銀河公園多目的広場		2,800㎡	30,800円
ポケットパーク		400㎡	4,400円
		440㎡	4,840円

※ポケットパーク使用料4,840円は、ステージの使用を含む金額です。

農業交流センター北側の旧駅ホームのみ使用（焼き肉など）する場合は、農林商工課（☎47-2116）へ。

■問合せ 建設耕地課土木管理係（☎47-2117 役場1階 窓口4番）

児童手当・児童扶養手当の制度

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給される手当です。

■支給対象

0歳から中学校修了（15歳になったあとの最初の3月31日）前の児童を養育している父母など

■支給額

○0歳から3歳未満 1万5,000円（一律）

○3歳から小学校修了前

1万円（第3子以降は1万5,000円）

○中学生 1万円（一律）



◀「所得制限限度額および所得上限限度額」について

※所得制限限度額以上の方は児童1人につき5,000円の支給となります。また、令和4年6月より所得上限限度額が設けられ、所得が基準額以上の方は児童手当が支給されません。所得制限限度額および所得上限限度額の詳細については上記QRをご確認ください。

■支給時期 原則として2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■支給対象 18歳に到達したあとの最初の3月31日までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している父母など

■支給額（令和6年4月から）

○児童1人目：全部支給 4万5,500円、一部支給 4万5,490円～1万740円

○児童2人目：全部支給 1万750円加算、一部支給 1万740円～5,380円加算

○児童3人目：全部支給 6,450円加算、一部支給 6,440円～3,230円加算

■支給時期 原則として1月・3月・5月・7月・9月・11月にそれぞれの前月分まで支給

■問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

執行方針はホームページに掲載

今年度から執行方針についての広報折り込みを廃止し、町ホームページに掲載することとしました。令和6年第1回定例町議会において町長と教育長が述べた翌年度に向けての基本姿勢や主要施策など、町政運営の方向性を示した執行方針については、下記QRを読み取ってご覧ください。



町政執行方針



教育行政執行方針

■問合せ

・町政執行方針に関すること：総務課庶務係（☎47-2112）

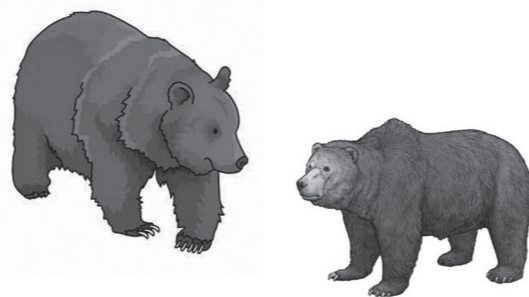
・教育行政執行方針に関すること：教育委員会管理課（☎47-2122）

春はヒグマに 注意!

令和6年 春のヒグマ注意特別期間
4月1日(月)～5月31日(金)

被害に遭わないために

- 事前にヒグマの出没情報を確認する
- 一人では野山に入らない
- 野山では音を出しながら歩く
- 薄暗いときには行動しない
- フンや足跡を見たら引き返す
- 食べ物やごみは必ず持ち帰る



林野火災危険期間のお知らせ

- 危険期間 4月1日～6月30日
- 強調期間 4月10日～5月20日

4～6月にかけては、晴れて乾燥した日が続きますので、火災が発生しやすい時期となります。またこの時期は、仕事はもちろんのこと、山菜採りや魚釣りなどレクリエーションの機会も多くありますので、十分注意しましょう。

林野火災の原因の多くは、焚き火やごみ焼き、たばこなどの火の不始末です。令和5年におけるオホーツク管内での林野火災の発生は、3件でした。全道では、19件発生し、面積53.07ha(被害額2,352千円)の被害状況となっています。

■問合せ 訓子府町林野火災予消防対策協議会(農林商工課内 ☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

◎火災が発生しやすいこの期間は、造林・農地造成などによる火入れはしないようにしましょう(危険期間後に火入れをする場合は「火入れの許可」が必要です)

◎危険期間(4月1日～6月30日)は、道有林・町有林は一般の入林ができません。危険期間後に入林する場合は、入林許可が必要になります

■問合せ 農林商工課林務係(☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

春の火災予防運動 4月20日(土)～30日(火)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。この期間の火災発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。

■ごみ焼きなどの野外焼却は禁止されています

農業や林業などを営む上で、やむを得ない場合を除き、ごみ焼きなどの野外焼却は禁止されています。火災の原因の多くは、ごみ焼きやたばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。ちょっとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯れ草や作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから実施してください。火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。



■問合せ 消防署訓子府支署(☎ 47-2419)

令和6年春の全国交通安全運動 4月6日(土)～15日(月)

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。運転者および歩行者のそれぞれの立場から交通安全を実践するとともに、正しい交通ルールとマナーについて、家庭や学校、職場での話し合いや指導を行い、子どもや高齢者を事故から守りましょう。

■運動の重点

- 子どもが安全に通行できる道路や交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 自転車・電動キックボードなど利用時のヘルメット着用と交通ルールの順守
- 飲酒運転の根絶
- スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底



訓子府町・北見警察署訓子府駐在所・交通安全協会

フッ素で虫歯を予防

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯予防のため、フッ素塗布を受けましょう。町では「フッ素塗布受診券」を配布しています。受診方法に関する詳しい内容については、対象年齢のお子さんがある家庭に個別にお知らせします。受診券で一部料金助成が受けられますので、ぜひご活用ください。

- 対象 1歳から未就学児
- 実施機関 町内の歯科医院
- 自己負担 800円(受診券で1,600円の助成が受けられます)



予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長とともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱まるため、病気を予防し、元気に成長するためには予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解し、必要な時期に、必要な予防接種を受けましょう。

予防接種の内容については、新生児訪問などで個別にお知らせしていますが、転入などにより、各予防接種受診票がお手元にない場合は、ご連絡ください。

■予防接種を受け忘れていませんか

母子手帳を確認してみましょう。予防接種のスケジュール管理には、「くんねっぷ子育てアプリ」もぜひご活用ください。接種回数、接種間隔、接種期間についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。



◀「くんねっぷ
子育てアプリ」

■問合せ 子ども未来課子ども支援係(☎ 47-2367 認定こども園内)



左から山内幸誠さん、濱野大悟さん

楽しい学校

諦めないチームをめざして

山内 幸誠さん（訓中2年 日出）
濱野 大悟さん（訓中2年 柏丘）

野球部主将として、部員一人一人の意見を大切にしながら、話し合いで解決することを心掛けています。

4月から新入生を迎えるにあたり、他校のチームの良いところを参考にしながら、元気があり、礼儀正しく仲の良いチームをめざしたいです。

将来は、技術の授業を通して物作りの楽しさに興味を持ち、大工になりたいです。（山内さん）
野球部副主将として、ピンチの時もお互いに仲間を信頼してプレーすることと、どんなに点差がつかなくても諦めないチーム作りを心掛けています。
今年の目標は全道大会出場と、中学校生活最後の1年となるので、1試合ごとに大切にプレーをしたいです。野球を続けながら、将来について具体的に検討したいです。（濱野さん）

人いきいき

活動を通して農業の発展に貢献を

小野 優人さん（豊坂 26歳）

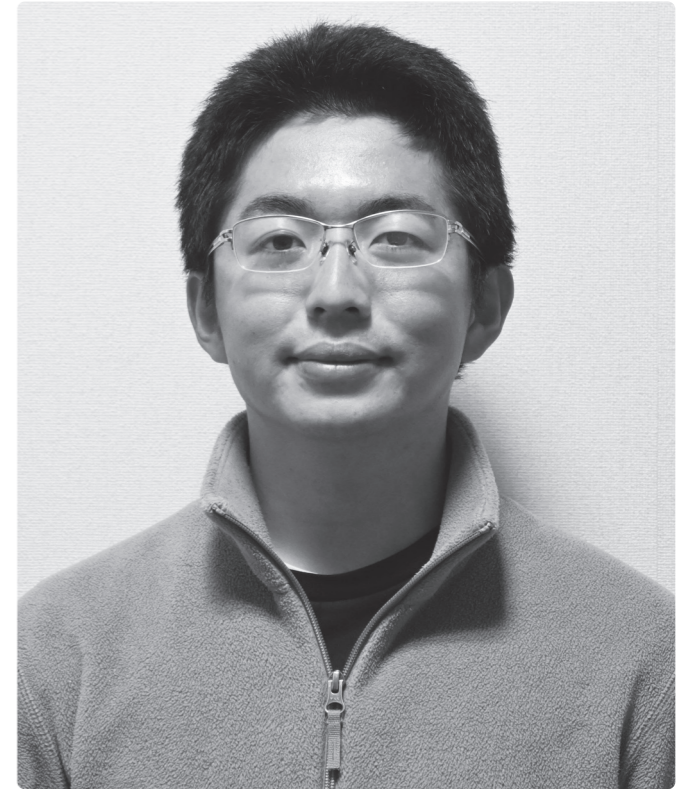
1月31日に札幌市で開催された「令和5年度北海道青年農業者会議」（全道大会）で優秀賞を受賞した訓子府町4Hクラブ。発表者の小野さんは「今後も会員とともに活動を通して、訓子府の農業の発展に貢献したい」と抱負を話していました。

4Hクラブでは令和3年から綿製パンツを畑の土に埋めて3か月後に掘り起こすことで、綿製パンツの分解と微生物の働きについて調査を行いました。この調査は、昨年12月12日に北見市で開催された「オホーツクアグリフォーラム2023～青年農業者大会」の「地域活動」部門のプロジェクト発表で最優秀賞を受賞し、全道大会出場権を獲得しました。

「このプロジェクトは管内では初めての取り組みであり、発表の際は来場者の反応も良くて、今後の活動の励みになりました。自分たちの活動が評価されたことをうれしく思います。全道大会の結果は優秀賞でしたが、今後も調査を継続してデータ分析を行い、将来的には最優秀賞を目標に活動していきたいと考えています」

「実家はタマネギとビート、大豆、春・秋まき小麦を生産している農家で、私は3代目です。幼少期からトラクターが好きで、農作業に従事する両親の姿を見て農業に憧れ、20歳のときに就農しました。就農と同時にJAきたみらい青年部、訓青協に所属して活動しています」

「4Hクラブではこれからも、このプロジェクトを中心として周囲に活動を紹介しながら、新しい仲間を増やしたいです。自分たちが楽しみながら活動を充実させて土壌づくりに生かし、安心安全な農作物の生産につなげることで、訓子府の農業の発展に貢献したいです」



短歌 訓子府短歌会

流水の流れつきたる鱒浦に 言葉のわからぬ旅人多し 清住 太田 豊	林間に樹氷の華の広がるや 美幌峠に車は向ふ 西 富 山本 祐一	雪祭り数年前のコロナ禍を 思ひおこさる賑はひの中 日出 山内スミエ	訓子府座シエークスピアの名作を 良くぞ制作座長らを讃ふ 旭 町 瀬谷 隆夫	ツタンカーメンの豌豆はるばる日本の 北の外れの試験場に咲く 東幸町 吉野 良華	キャベツ苗移植後ポット重ねおく 風はときどきあちをずらしぬ 東幸町 中島 玲子
厳冬のハウス除雪に君凍へ 湯に癒されつ眠り旅逝く 大 谷 昆野 範雄	三ヶ月待ちに待ったF1レース 躍る心は先にスタート 仲 町 三浦 洋一	後輩と熱く語る酒の席 次の日何も覚えていない 北見市 小泉 智也	「厳冬を楽しむまつり創ろう」と 若きら継ぎし四十五年 西幸町 乃里子	演目は世紀の悲恋の物語 熱演なりしすすり音聞こゆ 大 町 佐藤 幸子	

— 表紙から — 卒業おめでとう！

3月19日に行われた「訓小卒業式」の写真です。
この写真をプレゼントしますので、ご希望の方は4月26日(金)までに、役場政策推進課窓口へお越しください。



卒園・卒業おめでとうございます

町内では、訓子府高校で3月1日、訓子府中学校で15日、訓子府小学校で19日、居武士小学校で22日にそれぞれ卒業式が行われ、わくわく園では22日に卒園式が行われました。合わせて122人が卒業（卒園）しました。

卒業生（卒園児）に卒業（卒園）証書が手渡され、校長（園長）先生や来賓から贈る言葉を受けました。卒業生（卒園児）は先生や友だちとの別れを惜しみながら、たくさんの思い出を胸に刻み、学び舎から巣立っていきました。



わた
だち
の

わた
だち
の

劇団「訓子府座」10周年記念公演

町民を中心に活動する劇団「訓子府座」が発足10周年を迎え、記念公演の「ロミオとジュリエット」が2月24日に町公民館で上演されました。

演目は「節目の年に王道の大作を」と、シェイクスピアの名作「ロミオとジュリエット」に挑戦しました。

団員のほか、町内のオニオン吹奏楽団など総勢60人が出演しました。

ジュリエットを演じた座長の林亜佐子さんは「多くの皆さんに支えられ、10周年を迎えることができました。これからも細く長く愛される町の劇団として、がんばりたいです」と話していました。

来場者からは、「舞台上に引き込まれ、目が離せませんでした。吹奏楽団の生演奏も、とても良かったです」と感激の声がありました。

会場には、町内外から約160人が訪れ、出演者の熱演に温かい拍手を送っていました。



わくわく園 おたのしみかい

わくわく園のおたのしみかいが、2月27日に2歳児、3月1日に1歳児、3月5日に0歳児と各年齢ごとに分散して行われました。

園児たちは、劇遊びや手遊び、遊戯などを元気に披露し、会場の保護者らから温かい拍手が送られました。



今月の一枚

町の素敵な瞬間を紹介しています。今月は子育て支援センターひだまりの「ひだまりひろばお楽しみ会」です。

町ホームページでも写真や動画で行事などを掲載していますので、ぜひご覧ください。





◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

2月末現在 (前月比)

人 □ : 4,518人 (-12)
男 : 2,185人 (-10)
女 : 2,333人 (-2)
世帯数 : 2,069世帯 (-5)

救急・火災

令和6年1月～2月末

救急 : 56件
火災 : 1件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています



LINE ライン



ホームページ



サポートメール @防災くねっぶ



Facebook フェイスブック



X (旧 Twitter) エックス



マイ広報紙



子育てアプリ 母子モ

情報公開制度の運用状況

訓子府町情報公開条例に基づく、令和5年度の制度運用状況について公表します。

- 令和5年度の情報開示請求はありません
- 問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112)

釧路弁護士会おなやみごと相談を開催

これまで開催していた「春・秋のすずらん無料法律相談」は「釧路弁護士会おなやみごと相談」に名称が変更になりました。

本町でも、次のとおり開設されます。釧路弁護士会所属の弁護士が皆さんの日ごろの悩みや困りごとに無料で相談に応じます。どんな些細なことでも結構です。気軽にご相談ください。

- とき 4月23日(火) 13時30分～16時30分
※4月22日(月) 16時までに予約してください。事前予約がない場合は、中止となります。
- ところ 町公民館小会議室
- 予約・問合せ 釧路弁護士会法律相談センター (☎ 0154-41-3444)
- ※相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。令和6年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

- 縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものがが必要です)
- 縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金) 8時45分～17時30分
※土・日曜日、祝日は除きます。
- 縦覧場所 町民課税窓口
- 問合せ 町民課税直通 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に関係するものに限り)も納付することができます。

- とき 4月10日(水)・5月8日(水) 17時30分～20時
- ところ 町民課税窓口
- 問合せ 町民課税直通 (☎ 47-2193)

確定申告書の内容 もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていない方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎ 23-7151)

確定申告の振替日

令和5年分の確定申告の振り替え日は、次の通りです。

振り替え日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

- 振替日
 - ・ 所得税および復興特別所得税の確定申告分 4月23日(火)
 - ・ 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告分 4月30日(火)

※確定申告書、修正申告書および更正の請求書は、右記 QR から作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

- 問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

財産債務調書制度などが改正

令和4年度税制改正において、令和5年分以降の財産債務調書などの提出義務者・提出期限が改正されました。

- 提出期限 令和5年分の財産債務調書および国外財産調書 7月1日(月)
- ※詳細は右記 QR をご覧ください。
- 問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

心の病気で治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象の病気 統合失調症、うつ病、アルコール依存症、てんかん、自閉症など
- 助成範囲および助成額 町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します

※通院に自家用車や公共交通機関などを利用しており、実費負担がある場合に限り助成します。

- 助成対象医療機関 指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)とします
- 申請に必要なもの
 - ① 印鑑
 - ② 通院証明書 (用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ③ 銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

特定疾病・人工透析で治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象者
 - ・ 特定疾患など 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります
 - ・ 腎機能障害による人工透析療法で治療中の方 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療(更生医療)の支給決定を受けていることが助成の条件となります

- 助成範囲および助成額 自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します
- ※通院に自家用車や公共交通機関などを利用しており、実費負担がある場合に限り助成します。
- 申請に必要なもの
 - ① 対象となる特定疾患などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
 - ② 印鑑
 - ③ 通院証明書 (用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 - ④ 銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

手話講座の受講者を募集

初心者向けの手話講座が開催されます。受講を希望される方は、4月26日(金)までに下記までお申し込みください。

- **と き**
 - ・ 昼の部
5月20日(月)～7月29日(月)までの毎週月、木曜日(7月15日を除く)の計20回
10時～12時
 - ・ 夜の部
5月21日(火)～7月26日(金)までの毎週火、金曜日の計20回
19時～21時

- **ところ** 北見市総合福祉会館(北見市寿町3丁目4-1)
- **受講料** 3,000円(テキスト代、税別)
- ※手話奉仕員養成講座テキストをお持ちの方は無料です。
- **申込み・問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)



更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関でのみ受けられる特別な医療をいい、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

補装具費の一部を支給

身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車椅子、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。

原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障がいのある方に日常生活用具を給付

障がいのある方に、その障がいに応じて必要な特殊寝台や移動・移乗支援用具などの日常生活用具を給付しています。

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

障害福祉サービス利用を

障害者総合支援法により、障がいのある方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。

この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスが受けられるものです。

- **サービス内容**
身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
- **利用者負担**
原則1割の定率負担。ただし、所得に応じて上限額が決められています。また、施設サービス利用者の食費や光熱水費は利用者負担になります
- **申請**
利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受ける必要があるため、あらかじめ町に申請を行ってください
- **問合せ**
福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- **開発行為とは**
- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
- ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
上記の要件に当てはまる事業を行う場合は、下記へご相談ください。
- **問合せ**
建設耕地課土木管理係 (☎ 47-2117)

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。

この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- **届け出対象工事**
床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- **届け出の時期・届け出先**
工事着手の7日前までに下記へ届け出てください
- **問合せ** 住宅施設課住環境係 (☎ 47-2117)

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- **建築確認申請が必要な地域**
- ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
- ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- **建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**
- ①倉庫、車庫などで100㎡以上
- ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
- **問合せ**
住宅施設課住環境係 (☎ 47-2117)



農地の売却などあっせん

農地の所有者から売り渡しや貸し付けの希望があった場合、農業委員会では、農業委員と町、農協の担当者で構成する「農地移動適正化あっせん審議会」において、価格や農地を購入したい方、借りたい方を協議して決めています。

農地を売りたい、貸したい方は農業委員会に申出書の提出が必要です。

- 詳しくは、地区担当農業委員または、農業委員会事務局へご相談ください。
- **問合せ** 農業委員会 (☎ 47-2204)

高齢者世帯防火訪問

消防では、悲惨な火災を未然に防ぐため防火訪問を実施しています。消防職員2人1組で対象世帯に伺いますので、ご協力をお願いします。なお、はがきによる通知は行いません。

- **実施期間** 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- **対象者** 町内在住で70歳以上の単身高齢者および75歳以上高齢者世帯で医療キット(命のバトン)を配置している世帯
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- **実施期間** 4月1日(月)～20日(土)
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験準備講習会

- **と き** 4月25日(木)・26日(金)
- **ところ** 北見市(芸術文化ホール)
- **受付期間** 講習日の1週間前まで
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

危険物取扱者試験・消防設備士試験

- **と き** 5月19日(日)
- **ところ** 北見市
- **種類** 両試験とも全種類
- **受付期間(電子・書面申請)**
4月4日(木)～11日(木)
- ※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。
- **問合せ** 消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

令和6年度調理師試験のお知らせ

- **と き** 8月22日(木)13時30分～16時
- **ところ** 北見市(試験会場は、後日通知)
- **願書の提出先および受付期間**
- **提出先** 札幌市、函館市、旭川市または小樽市に住所がある方は、その市の保健所。その他の市町村に住所がある方は、上記を除く最寄りの保健所または支所
- **受付期間**
5月7日(火)～17日(金)
(郵送の場合は、消印有効)
- ※詳細は右記QRをご覧ください。
- **問合せ**
北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室 (☎ 0157-24-4171)





◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

交通事故相談所を開設

- ◎ 損害賠償の額が適正かどうか知りたい
 - ◎ 示談をどのように行ったら良いか
 - ◎ 交通事故に遭ったが、どうしたら良いのか分からない
- 北海道では、交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。
- **と き**
4月3日(水)、5月8日(水)、6月12日(水)、7月3日(水)、8月7日(水)、9月4日(水)、10月2日(水)、11月6日(水)、12月4日(水)、令和7年1月8日(水)、2月5日(水)、3月5日(水)
13時30分～16時30分
 - **ところ** 北見交通安全研修センター（北見市青葉町5番16号）
 - **申込み** 面接（予約制）で無料相談をお受けしています。予約は希望相談日の3開庁日前の正午までに、ご連絡ください。
 - ※ 相談には予約が必要です。予約がない場合は、中止となります。
 - **問合せ** オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課（☎ 0152-41-0627）

日曜・祝日当番医

	医療機関名	
	内科系	外科系
4月7日(日)	玉越病院（☎ 24-3323）	北見市休日夜間急病センター（☎ 25-0099）
14日(日)	本間内科医院（☎ 26-6471）	北見市休日夜間急病センター（☎ 25-0099）
21日(日)	北見市休日夜間急病センター（☎ 25-0099）	北見胃腸とおしりのクリニックみやげ医院（☎ 24-4976）
28日(日)	大内医院（☎ 24-0001）	北見市休日夜間急病センター（☎ 25-0099）
29日(月)	秋山こどもクリニック（☎ 66-2255）	小林病院（☎ 23-5171）

※ 診療は9時～17時までです。また、当番病院は急きょ変更になる場合があります。

自衛官募集

自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所（☎ 23-6826）

募集種目	応募資格	受付期間	試験予定期日（1次）
予備自衛官候補生	一般	4月11日(木)まで	① 4月13日(土)：美幌・釧路
	技能		② 4月14日(日)：帯広
	18歳以上で国家資格を有するもの		4月13日(土)：帯広

災害で被災した皆様に支援をお願いします

◇ 令和6年能登半島地震災害義援金 59万6,000円（令和6年12月27日まで）

◇ 令和5年6月・7月大雨災害義援金 0円（令和6年3月29日まで）

町民の皆さんの変わらぬ支援をお願いいたします。

※ 金額は、令和6年2月末現在の義援金額です。

健康だより

● ストレスとの付き合い方 ●

心の健康を保つためにセルフケアをしましょう

ストレスは誰にでもありますが、ためすぎると心や体の調子を崩してしまうことがあります。心が疲れているときは、眠れない・お腹が痛くなる・怒りっぽくなるなど、何かしらのサインが出ているものです。自分のストレスに気付けるようになると、休息を取る、気分転換をするなどのセルフケアが早めにとれるようになります。

▶ ライフスタイルを整えましょう

バランスの取れた食事や良質な睡眠、適度な運動の習慣を維持することが、心の健康を保つことにつながります。マインドフルネス（瞑想）でゆっくりと腹式呼吸をする、ゆったりと入浴する、軽くストレッチをする、好きな音楽を聴くなど、自分のお気に入りのリラックス方法を見つけましょう。

ただし、お酒を飲んでつらさを紛らわせようとする、睡眠の質が低下し、心も不安定になることがあるので、飲み過ぎには気を付けましょう。

▶ 困ったときは誰かに話してみませんか

話を聞いてもらうだけでも、気持ちが楽になることがあります。話すことで自分の中で解決策が見つかることもあります。友人、家族、同僚、地域や趣味の仲間などのほか、専門医やカウンセラー、保健所、役場など、相談できる場所はたくさんあります。

右記 QR から町ホームページにアクセスしてそれぞれの事情に合わせた窓口にご相談してみませんか。



▲ 心と体の健康を守る相談窓口

イベントなどの情報を紹介

ひだまり

子育て支援センター ☎ 47-3039

今月の予定表 ▶



ひよこひろば	4月16日(火) 10時～11時30分、14時～15時30分
こぐま・うさぎひろば	4月11日(木) 10時～11時30分
ちょこっとひだまり	4月23日(火) 14時～15時

進級おめでとう！

4月からはひろばも一つずつ進級します。ひろばの日時は毎月のお知らせをご覧ください。

- ・ ひよこひろば（R5.4.2～生まれ）
- ・ うさぎひろば（R4.4.2～R5.4.1生まれ）
- ・ こぐまひろば（R3.4.2～R4.4.1生まれ）

ちょこっとひだまり

「子育て支援センターってどんなところ？」「気になるけど初めてで緊張する」「久しぶりで緊張する」そんな親子の皆さん、子育て支援センターに来るきっかけづくりに参加してみませんか。

毎月20日前後の14時から15時を予定しています。分からないことがありましたら、いつでも連絡してください。

第1回ひだまりひろば

「春を探しに行こう」

雪が溶けて、土や新芽が見えてくるとわくわくしますね。レクリエーション公園の森を散歩して、春を探しに行きましょう。フクジュソウやフキノトウ、リスが見られるかもしれません。

○ と き

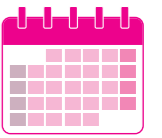
4月12日(金) 10時30分～11時30分

○ 行き先 レクリエーション公園

※ レクリエーション公園スキー場駐車場集合、解散です。悪天候時は17日(水)に延期します。

○ 持ち物 温かい服装、長靴、水またはお茶、おんぶひも

○ 申込み 4月11日(木)まで



日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	3 ■みんなのカフェ 「かなえる」 (13時30分うらら)	4 ■わくわく園入園式	5	6
7	8 ■訓小・居小・訓 中入学式 ■訓高入学式	9 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	10 ■バス定期販売延 長営業日(20時 まで商工会) ■夜間町長室開放 ■夜間納税相談・ 収納窓口開設 (17時30分～20 時)	11	12	13
14 ■図書館開館日 (10時～17時 図書館) ■日曜ミニ古本市 【雑誌】 (10時～15時 図書館)	15	16 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	17	18	19	20
21	22 ■6か月児・1歳 児健康相談 (9時30分ひだ まり)	23 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら)	24 ■2歳児健康相談 (9時30分うらら)	25 ■ほっとなまちを つくり隊(13時 30分公民館)	26	27
28	29 ■温水プール・野 外運動施設オー プン 【昭和の日】	30 ■健康・栄養相談 (①10時②13時 30分うらら) ■若がり学級 (10時公民館)				



姉妹まちからの ～高知県津野町～ お便り

移住者交流会を開催

集落活動センターふなとで3月10日、移住して5年以内の方とその家族を対象に8組19人が参加し、移住者交流会を開催しました。

はじめに参加者全員が自己紹介をしてお互いの理解を深めました。

豆腐作り体験では、地域の移住サポーターの指導のもと、大豆をミキサーですりつぶし、型に流し込んで固める作業まで参加者同士で協力しながら作業を通して交流を深めました。

地域の方の手料理や、豆腐作りでできた、おからを使ったおからサラダ、できたての豆

腐を食べながら参加者同士の交流を深め、イベントは終了しました。

今回は、子連れの家族も参加し、イベントの終盤には子ども同士も仲良くなり、一緒に食事をするほほえましい姿が見られました。



2月11日から
3月10日受付分

●すこやかに 育ってください

奥山 里桜ちゃん 栄町
父・元さん 母・由菜さん

●いつまでもお幸せに

(船木 雅人さん 佐呂間町
北口 真弓さん 日出)

※ふるさとおもいやり寄付につき
ましては、町のホームページに
お名前を掲載しています。

●ごめい福をお祈りします

藤田 政雄さん 73歳 若葉町
飯島美恵子さん 72歳 緑丘
成田 鷹義さん 93歳 東町
須田 功さん 76歳 穂波
伊藤 収さん 64歳 大谷
三浦美代子さん 91歳 大谷
熊谷 邦男さん 81歳 若富町
千葉 信博さん 68歳 大谷

※慶弔欄につきまして、本町に
住所があって、町外で届け出
をされた方で、掲載ご希望の
方は、町民課戸籍年金係、ま
たは政策推進課企画広報係ま
でご連絡ください。

●ご寄付 ありがとうございます

▷図書を
農村空間研究所様 札幌市
▷企業版ふるさと納税
ホクレン農業協同組合連合会様 (町)

▷香典返しにかえて
大里 孝生さん 西幸町
藤田 幸子さん 若葉町
飯島 和真さん 帯広市
伊藤 拓さん 大谷
(社会福祉協議会)

訓子府町民憲章

- 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
 - 元気に働き、豊かな町をつくります。
 - きまりを守り、明るい町をつくります。
 - たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
 - 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。
- 【昭和45年8月1日制定】

使用料などの納期限

4月25日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
4月30日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料



▶こども園の入園式や町内の小・中学校、訓高の入学式が4月にそれぞれ行われます。子どもたちは、期待を胸に新しい一歩を踏み出します。
▶新生活で環境の変化が大きい4月。健康管理はもちろん、交通安全にも注意して元氣にお過ごしください。